

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する  
規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 人事院規則の改正を踏まえ、短期の育児休業取得者に対する勤勉手当の取扱いについて、育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下の場合、当該期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこととします。
- 2 この規程は、平成28年6月1日から施行します。